

練馬区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第 9 9 号

練馬区保健所長委任規則の一部を改正する規則

練馬区保健所長委任規則（昭和50年 3 月練馬区規則第58号）の一部をつぎのよう
に改正する。

第 1 条第46号中「法」という。）」のつぎに「、歯科技工士法施行規則（昭和
30年厚生省令第23号。以下この号において「省令」という。）」を加え、オをカ
とし、エのつぎにつぎのように加える。

オ 省令第13条第 3 項の規定による歯科技工所番号の通知

付 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。